

自立支援のインセンティブ交付金、来年度のスケールは200億円 政府予算案

高齢者の自立支援や重度化防止につながる取り組みを促すインセンティブとして設けられる新たな交付金――。その初年度のスケールが明らかになった。

政府は22日、年明けの通常国会へ提出する来年度の予算案を閣議決定。新たな交付金のリソースとして200億円を計上した。厚生労働省の担当者は、「この制度の機能がしっかりと発揮されるよう、できるだけうまく配分していきたい」と説明。関係者が広く納得できる公平な制度を構築し、給付費を無理なく適正化していくことが大きな課題となる。

評価指標は年度末にも決定する見込みである。新たな交付金は、今年5月の法改正で来年度からの創設が決まったもの。前向きに努力したり成果をあげたりした自治体にリターンとして国が支払う。「頑張ったところが報われる仕掛け」によって自治体の保険者機能を強化し、介護保険の持続性を高めていく狙いがある。

実際に交付金を配分するにあたって、自治体の取り組みの優劣はどのような基準で判断されるのか？ 厚労省は11月の審議会で評価指標の案を提示している。

案は全部で79項目。市町村向けが59項目、都道府県向けが20項目だ。相対的に「プロセス評価」が多い。例えば、事業者への指導や専門職への研修を十分に行っているか、

ケアプランの点検をどの程度まで実施できているか、といった視点が盛り込まれている。

地域包括支援センターの活動もチェックの対象だ。包括への相談を市町村と共有する仕組みを整備していたり、運営方針や支援内容を協議会で話し合っ改善したりしていれば、相対的に高いポイントが得られるとされた。

「アウトカム評価」も取り入れられる。代表的なものは要介護度の変化率だ。維持・改善の度合いをきめ細かくみるため、1次判定で分かる「基準時間（要介護認定等基準時間）」の変化率も用いる考えが示されている。要介護認定率の多寡を採用することは、「無理に下げようとする自治体が出てくる」といった懸念に配慮して見送りとなった。

厚労省は評価指標を年度末までに正式に決定する方針。自治体が新たな交付金を得るために働きかけを強めていけば、サービスを担う現場にも影響が及んできそうだ。

介護ビジネス研究会のご案内

テーマ『未定』

※3月中旬にDMを郵送いたします。

日時：2018年3月22日（木）

13:30～16:00（受付13:15～）

会場：じゅうろくプラザ5階 小会議室①
岐阜市橋本町1-10-11

入会費：1万円

・年会費0円 ・1社2名まで参加可 ・初回参加無料

特典：①『サービス付き高齢者向け住宅開設・運営マニュアル』プレゼント！！

②ご希望の方には毎回無料個別相談を承ります。

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会

担当：小澤

〒501-3246 関市緑ヶ丘2-5-78

TEL:0120-337-301

FAX:0575-24-5733

<http://www.nodakensetsu.co.jp>

[mail:ozawa@nodakensetsu.co.jp](mailto:ozawa@nodakensetsu.co.jp)

お問合せは
コチラまで

※尚、今後このようなご案内が不要な場合は、
FAX:0575-24-5733迄ご返信をお願い致します。

案内不要
（会社名をご記入ください）